

豊川市環境基本計画の見直し方針

1. 見直しの背景

豊川市では、平成 7 年 9 月議会において、環境と共生するまちを実現するための「環境宣言」を決議し、平成 10 年 3 月に「豊川市環境基本構想」を策定、そして、平成 12 年 3 月にこの構想の基本理念の実現にむけた環境の保全に関する総合的、体系的な取組を示す第 1 期の「豊川市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境問題も大きく変化し持続可能な社会をつくり、市民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、市・市民・事業者の責務、基本理念、基本方針など環境の保全や創造に関する基本的な方向を定めた「豊川市環境基本条例」を平成 21 年 3 月に制定し、本条例第 9 条の規定に基づく第 2 期の「豊川市環境基本計画」を平成 22 年 3 月に策定しました。

本市においては、本計画に基づき環境の保全や創造に関する様々な取組を実施してきましたが、計画期間中において国においては、平成 24 年 4 月に「第 4 次環境基本計画」が策定され、愛知県においても平成 26 年 5 月に「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定されました。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う再生可能エネルギーの導入や節電、省エネに対する意識の高揚など、エネルギー政策についても変革期を迎え、国においては平成 26 年 5 月に第 4 次の「エネルギー基本計画」が策定されるなど環境を取り巻く状況は大きく変化をしてくれています。

そこで、本市環境基本計画の中間年にあたり、社会情勢の変化や前期施策の成果を反映させ、将来像である「環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくろう～」の実現に向け環境の保全や創造に関する取組を一層推進するため見直しを行うものです。

計画期間は、平成 22 年度から平成 31 年度の 10 年間です。

２．見直しの視点

豊川市環境基本計画は、本市の環境行政を明確にし、環境の保全や創造に関する総合的、体系的な取組を示すものです。

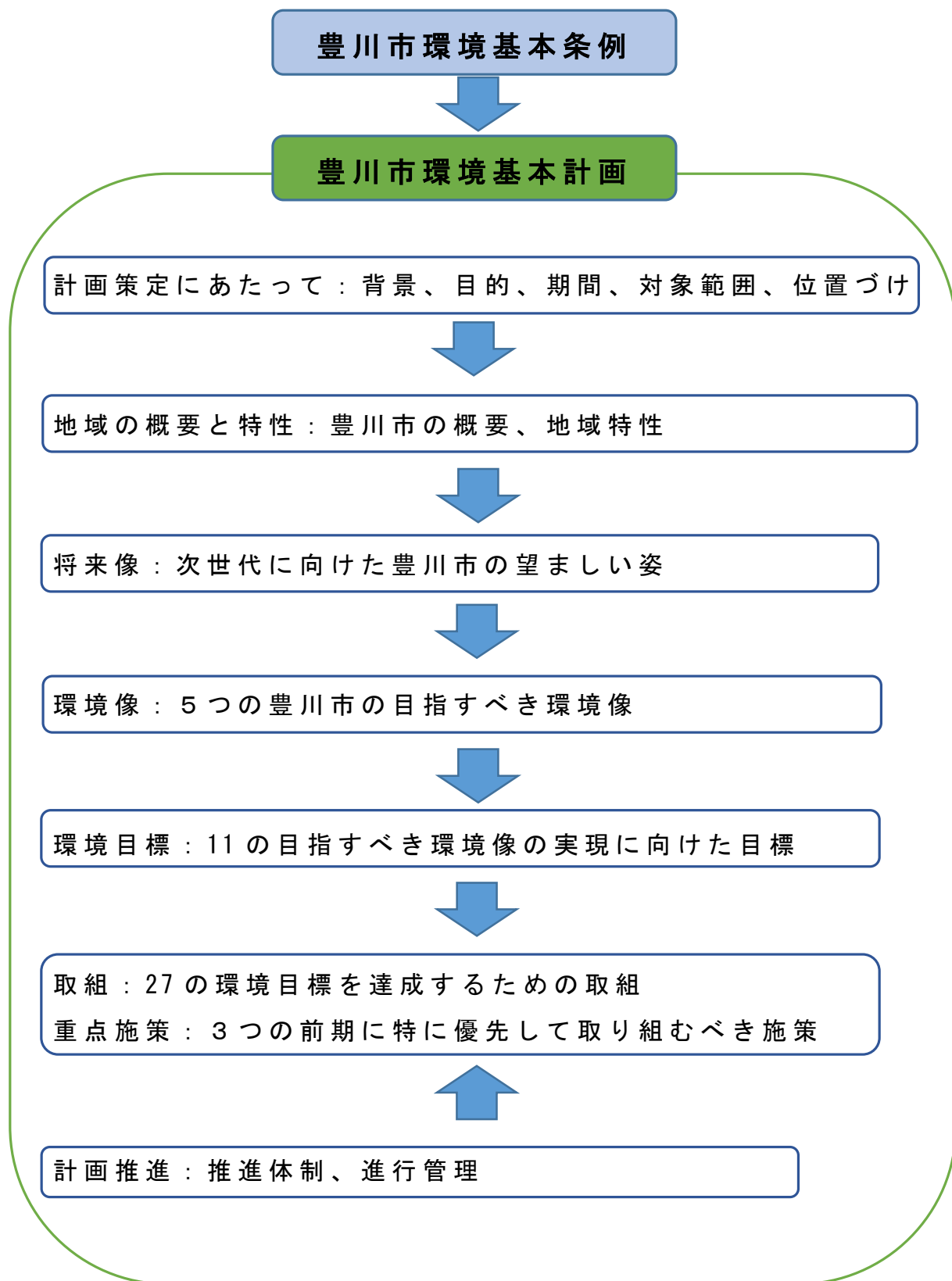
また、本計画では、本市における望ましい将来像、目指すべき環境像、環境目標を掲げ、その目標達成のため市だけでなく、事業者、市民の行動を示しています。

そこで、今回の見直しにおいては、社会情勢の変化や市民や事業者が取組んでいる環境に配慮した活動、自然環境など環境保全活動への取組などの動向を踏まえ、現在、本計画に掲げる取組の成果と課題を総点検し、より一層市民や事業者とともに持続可能な社会づくりを推進する計画としていくために今後５年間で取組む施策について、次の視点に基づき施策の見直し、追加等を行うものです。

- ・環境を取り巻く社会情勢の変化や市民や事業者の動向を把握し、課題を整理する。
- ・本計画の取組状況を踏まえ、施策の見直しを行う。
- ・新たな環境問題や国・県の施策を勘案し、施策の追加を行う。
- ・市の関連部署の計画と本計画との整合性を図る。

3. 計画の体系及び見直しの範囲

(1) 計画の体系



環境目標の達成に向けた取組と施策の展開



取組の体系

将来像や環境像を実現し、11の環境目標を達成するために、27の取組を設定します。
取組ごとに、市は施策を展開し、市民・事業者は取組に応じた行動をします。

市・市民・事業者の役割

市

環境保全に関する総合的かつ計画的な施策を実施していきます。また、市民や事業者が環境に配慮できる仕組みづくりを展開していきます。

市民

ライフスタイルを見直し、環境への負荷の低減に努めます。また、さまざまな環境保全活動に主体的に取り組みます。

事業者

環境法令などを遵守し、事業活動のあらゆる状況において、環境に配慮した取組を実施することで、環境の保全に努めます。

将来像

環境像

環境目標

取組

環境行動都市とよかわ

「次世代に誇れるまちをつくらう」

低炭素社会

1 地球にやさしいまちをつくる

1 エネルギーを大切にしよう

- (1) 省エネルギーの推進
- (2) 新エネルギーの推進

2 車の使い方を考えよう

- (3) 自動車使用頻度削減などの推進
- (4) エコカー、エコドライブの推進

3 まちを涼しくしよう

- (5) ヒートアイランド対策の推進
- (6) 緑化の推進

生物多様性

2 自然にやさしいまちをつくる

4 いろいろな生き物の住む自然を守ろう

- (7) 森林の保全・整備
- (8) 河川・海岸の保全
- (9) 水循環の保全
- (10) 自然環境との共生

5 身近な自然を守ろう

- (11) 農地の保全
- (12) 巨木・名木の保全

循環型社会

3 資源にやさしいまちをつくる

6 ごみを減らして、リサイクルしよう

- (13) リフューズ・リデュース(断る・減らす)の推進
- (14) リユース(再利用)の推進
- (15) リサイクル(再生利用)の推進

7 ごみをきちんと処理しよう

- (16) 廃棄物処理施設の整備推進
- (17) 廃棄物の適正な処理の推進

住みよさ

4 人にやさしいまちをつくる

8 空・水・土を守り、健康な暮らしを保とう

- (18) 大気汚染や騒音などの防止
- (19) 水質汚濁の防止
- (20) 悪臭・土壌汚染・地下水汚染などの防止

9 快適でゆとりある生活空間をつくらう

- (21) ゆとりある生活空間の形成
- (22) 人と自然がふれあえる空間の整備

参加と協働

5 みんなで取り組むやさしいまちをつくる

10 豊川らしさを保ち、育もう

- (23) 歴史的遺産の保存と活用
- (24) 良好な景観の形成

11 みんなで考え、行動しよう

- (25) 環境教育・環境学習の推進
- (26) 環境情報の収集と提供
- (27) 自発的活動の促進

(3) 見直しの範囲

将来像を始め5つの環境像、11の環境目標の項目については、本基本計画の根幹をなすものであるため、基本的に見直しを行わず、以下の点について見直しを実施することとする。

①環境目標 項目の見直しはしないが、以下の点を見直し及び追加を行う。

◆現状と課題

- ・環境の現状
- ・課題の整理

・社会情勢や市民・事業者の動向を把握、分析し、新たな課題等を整理

◆目標とする指標

- ・目標値の修正

・取組の達成状況に応じた目標値の見直し

②取組 項目を含め、以下の点を見直し及び追加を行う。

- ・取組の方向性
- ・市の施策
- ・市民の行動
- ・事業者の行動

・施策の進捗状況等に応じた見直し
・社会情勢の変化に基づく国や県の新たな施策や事業、制度改革、改定に基づく取組の見直し及び追加
・民間事業者などが行う事業の反映

③重点施策

前期5年間の重点施策を検証し、平成27年度から平成31年度までの後期5年間に優先的に取り組むべき施策を位置付け、本計画の目標値（再掲）と取組スケジュールを掲げる。